

# 半 期 報 告 書

(第7期中) 自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日

東日本高速道路株式会社

(E04370)

第7期中（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

# 半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

東日本高速道路株式会社

# 目 次

	頁
第7期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【業績等の概要】 .....	6
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	9
3 【対処すべき課題】 .....	9
4 【事業等のリスク】 .....	9
5 【経営上の重要な契約等】 .....	9
6 【研究開発活動】 .....	9
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	10
第3 【設備の状況】 .....	14
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 .....	14
2 【道路資産】 .....	15
第4 【提出会社の状況】 .....	16
1 【株式等の状況】 .....	16
2 【株価の推移】 .....	17
3 【役員の状況】 .....	17
第5 【経理の状況】 .....	18
1 【中間連結財務諸表等】 .....	19
2 【中間財務諸表等】 .....	46
第6 【提出会社の参考情報】 .....	60
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	61
第1 【保証会社情報】 .....	61
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	61
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】 .....	61
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 .....	62
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】 .....	62
第3 【指数等の情報】 .....	65
中間監査報告書 .....	巻末

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年12月22日

**【中間会計期間】** 第7期中(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

**【会社名】** 東日本高速道路株式会社

**【英訳名】** East Nippon Expressway Company Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長兼社長 佐藤 龍雄

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

**【電話番号】** 03-3506-0111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 野村 昌英

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

**【電話番号】** 03-3506-0111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 野村 昌英

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

# 第一部 【企業情報】

## 第 1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第 5 期中	第 6 期中	第 7 期中	第 5 期	第 6 期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
営業収益 (百万円)	386,137	376,047	336,640	808,469	800,392
経常利益 (百万円)	14,856	21,025	2,239	12,442	11,898
中間(当期)純利益 (百万円)	8,719	13,083	989	7,245	7,797
中間包括利益又は 包括利益 (百万円)	—	13,025	985	—	7,773
純資産額 (百万円)	153,094	164,685	160,418	151,659	159,433
総資産額 (百万円)	774,293	831,870	811,377	788,246	800,534
1株当たり純資産額 (円)	1,458.04	1,568.42	1,527.79	1,444.38	1,518.40
1株当たり中間(当期)純利 益金額 (円)	83.04	124.60	9.42	69.00	74.26
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.7	19.7	19.7	19.2	19.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,288	△56,754	△45,770	26,491	△3,038
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△13,687	△7,677	△14,486	△28,558	△18,556
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,835	45,479	44,170	9,319	△19,315
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	79,489	72,349	34,305	91,323	50,409
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	12,270 〔1,934〕	12,619 〔2,043〕	13,059 〔1,846〕	12,207 〔2,082〕	12,648 〔2,162〕

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第6期中の中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
営業収益 (百万円)	371,487	360,180	319,219	781,336	771,298
経常利益 (百万円)	10,567	18,785	3,566	4,994	6,404
中間(当期)純利益 (百万円)	5,917	10,125	3,214	2,299	2,497
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	137,892	144,400	139,988	134,275	136,773
総資産額 (百万円)	755,598	809,987	785,736	768,489	778,692
1株当たり純資産額 (円)	1,313.26	1,375.24	1,333.22	1,278.81	1,302.60
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	56.35	96.43	30.61	21.90	23.78
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.2	17.8	17.8	17.4	17.5
従業員数 (人)	2,250	2,227	2,207	2,225	2,213

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株あたり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。  
なお、当中間連結会計期間において、下記のとおり主要な関係会社の異動が生じております。

### (1) その他

平成23年9月1日付で、世界各国において高速道路に関する調査、計画、設計、建設、管理、その他高速道路に関する事業を営むことを目的として、中日本高速道路㈱(以下「中日本高速道路」といいます。)、西日本高速道路㈱(以下「西日本高速道路」といいます。)、首都高速道路㈱(以下「首都高速道路」といいます。)及び阪神高速道路㈱(以下「阪神高速道路」といいます。)との共同出資により、日本高速道路インターナショナル㈱(以下「インターナショナル社」といいます。)を設立しております。

この結果、平成23年9月30日現在では、当社の関係会社は、子会社20社及び関連会社7社となります。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、下記の会社が新たに当社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 日本高速道路インターナショナル㈱	東京都千代田区	499	その他 (海外事業)	28.7	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

(平成23年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	11,180 [730]
受託事業	
道路休憩所事業	1,540 [1,116]
その他	
全社(共通)	339
計	13,059 [1,846]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [ ] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 従業員数が当中間連結会計期間において411人増加しておりますが、その主な理由は、(株)ネクスコ東日本リテイルが関係会社以外の者から事業を譲受けたこと及び(株)ネクスコ・トール東北が東日本大震災に伴う東北地方の高速道路無料措置の実施に伴い増員を行ったことによるものであります。

##### (2) 提出会社の状況

(平成23年9月30日現在)

従業員数(人)
2,207

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、東日本大震災の影響で大きく落ち込んだ生産や輸出がサプライチェーンの迅速な修復により夏場には概ね震災前の水準に復し、個人消費も持ち直しの動きを見せるなど、着実に回復してきましたが、欧州の財政問題等を要因とした海外経済の減速等の影響から後半にはそのペースは緩やかになりました。今後は、復興需要による景気浮揚効果は見込まれるものの、冬季の電力不足、海外経済の減速、円高基調の継続等、景気が下振れするリスクが存在し、先行きは不透明な状況となっています。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」及び「チャレンジ精神の重視」を常に念頭に置きながら、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、これまでに整備したコンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効果的に業務を遂行してきました。

また、4月に入り相次いで発生した宮城県沖(7日)、福島県浜通り(11日)を震源とする大規模な余震災害に際しても、グループの総力を挙げて取り組み、損傷した高速道路を迅速に復旧し、早期に通行を確保しました。9月からは東日本大震災によって損傷した箇所の本復旧工事に着手しました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が336,640百万円(前年同期比10.4%減)、営業利益が1,327百万円(同93.3%減)、経常利益が2,239百万円(同89.3%減)となり、これに特別損益及び法人税等を加減した結果、中間純利益は989百万円(同92.4%減)となりました。

なお、セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### (高速道路事業)

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要なる修繕、道路を良好な状態に保つための清掃や点検、構造物や施設の補修等の管理を適正かつ効果的に行うとともに、高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。また、東日本大震災の復旧につきましては、走行性の向上に向け段差等への応急復旧を実施してきましたが、さらに道路本体を震災前の状態に戻すべく、被災箇所の抜本的な本復旧工事に着手しました。

加えて政府方針に基づく上限料金制(注1)・無料化社会実験(注2)や、東日本大震災に伴う東北地方の高速道路無料措置(注3)の実施に際しては、新聞等による広報をはじめ分散利用を促すための渋滞情報の提供を行うとともに、お客様の安全対策として渋滞後尾への追突注意喚起対策、お客様の混雑緩和策としてサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)の駐車場整理員の配置、また、お客様サービス対策として仮設トイレの設置等を行い、お客様の混雑緩和と安全の確保に努め、さらには今夏の節電対策についても積極的に推進してきました。

また、現場を重視したグループ会社との協働体制の構築に継続的に取り組み、グループ一体での目標管理や業務評価の導入等、さらなるグループ内の連携強化を図り、お客様サービスの向上に努めております。

こうした中、当中間連結会計期間の料金収入は、東日本大震災に伴う東北地方の高速道路無料措置の影響等により274,488百万円(前年同期比7.9%減)となりました。また、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項及び第4項の規定に基づき、独立行政法人日本

高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属した道路資産の額が27,042百万円(同29.3%減)となったこと等により営業収益は308,617百万円(同10.8%減)となりました。営業費用は機構に帰属した道路資産の額の減少に伴い売上原価が減少するとともに、平成18年3月31日に当社が機構と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)に基づき機構に支払う道路資産賃借料が204,302百万円(同2.8%減)となったこと等により311,121百万円(同5.6%減)となりました。

以上の結果、営業損失2,504百万円(前年同期は営業利益16,413百万円)となりました。

- (注) 1. ETCをご利用の普通車、軽自動車等を対象として、土日祝日等の地方部(一般有料道路の一部を除く)の高速道路料金の上限額を1,000円とする等の割引制度をいいます。
2. 平成22年6月28日から平成23年6月19日まで実施された、当社グループの管理する高速道路のうち、13路線、計703kmを無料化する社会実験をいいます。
3. 平成23年6月20日から同年11月30日まで実施された、東日本大震災による被災証明書等の被発行者及び原子力発電所の事故により避難される方が乗車する車両を対象とする高速道路の無料措置(被災者支援)及び平成23年6月20日から同年8月31日までの間実施された、被災地への人員・物資輸送を支援するため中型車・大型車及び特大車を対象とする高速道路の無料措置(復旧・復興支援)をいいます。なお、いずれについても、国土交通大臣の告示に基づく無料措置であり、定められた特定区間内のインターチェンジを入口又は出口とする走行に対して適用されたものです。なお、同年12月1日からは、定められた特定区間内の走行分を無料とする等、11月30日以前の実施内容を見直した無料措置が平成24年3月31日までの予定で実施されております。

#### (受託事業)

受託事業においては、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したことに加え、新直轄方式(注)に係る高速自動車国道の新設事業(以下「直轄高速道路事業」といいます。)が完了したこと等により営業収益は6,990百万円(前年同期比32.7%減)となり、営業費用は7,064百万円(同31.9%減)となりました。

以上の結果、営業損失74百万円(前年同期は営業利益19百万円)となりました。

- (注) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

#### (道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、「HEARTLINK NIPPON～つなごう、こころ。ひろげよう、出会い～」のスローガンの下、東日本大震災で被害を受けた地域の復興支援として、被災地域の特産品のPRや、被災地域の食材を活かした企画を行いました。また、SA・PAをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、「寄居 星の王子さまPA」のリニューアルを行う等、着実に事業を進めてきました。

こうした中、㈱ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)の運営店舗箇所数が増加したこと及び自動販売機の一部をネクセリア東日本(連結子会社)による運営に変更したこと等により、営業収益は22,238百万円(前年同期比7.2%増)、営業費用は18,316百万円(同7.6%増)となり、営業利益は3,921百万円(同5.2%増)となりました。

#### (その他)

その他においては、カード事業における会員獲得手数料が減少したこと等により、営業収益は587百万円(前年同期比6.3%減)となりました。営業費用は、カード事業における販売促進費が減少したこと及びコンサルティング事業における人件費が減少したこと等により632百万円(同12.1%減)となりました。

以上の結果、営業損失44百万円(前年同期は営業損失92百万円)となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益2,183百万円に加え、売上債権の減少額26,380百万円、減価償却費10,830百万円等の資金増加要因があった一方、たな卸資産の増加額51,497百万円、仕入債務の減少額31,420百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは45,770百万円の資金支出(前年同期比10,983百万円減)となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額のうち51,541百万円は、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金収受機械、ETC装置等の設備投資14,210百万円等の支出があった一方、定期預金の払戻による収入205百万円等の収入があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは14,486百万円の資金支出(前年同期比6,809百万円増)となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入39,922百万円、長期借入れによる収入30,000百万円があった一方、長期借入金債務の返済28,465百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額25,000百万円を含みます。)等があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは44,170百万円の資金収入(前年同期比1,308百万円減)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、34,305百万円(前年同期比38,043百万円減)となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメント別の業績に関連付けて記載しております。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した「事業等のリスク」はありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

(1) 中日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路及び阪神高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路及び阪神高速道路との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付けで海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。

これに基づき、上記5社の出資により、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等の実施を目的としたインターナショナル社が平成23年9月1日付けで設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社、中日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路、阪神高速道路及びインターナショナル社の6社は、平成23年9月1日付けで、インターナショナル社の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結しております。さらに、海外事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とし、6社が連携又は共同して行う世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等に関し、その業務の一部をインターナショナル社に対して業務委託する場合における方法等を定めた業務委託基本協定を同日付けで締結しております。

## 6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「事業の効率化(コスト削減、ライフサイクルコストの最小化)に寄与するための技術開発」、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」及び「周辺環境並びに地球環境保全のための技術開発」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、274百万円であります。

また、当社、中日本高速道路及び西日本高速道路の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所(持分法適用関連会社)に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご注意ください。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、協定及び特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けたうえ、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクを想定し、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうが多い傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第16条)。

## (2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ、考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

### ② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を機構に引渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が見込まれる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

### ③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

#### ④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

### (3) 経営成績の分析

#### ① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で336,640百万円(前年同期比10.4%減)となりました。高速道路事業については、東日本大震災に伴う東北地方の高速道路無料措置の影響等により料金収入が274,488百万円(同7.9%減)、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産の額が27,042百万円(同29.3%減)となったこと等により営業収益は308,617百万円(同10.8%減)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等に加え、直轄高速道路事業が完了したこと等により6,990百万円(同32.7%減)、道路休憩所事業については、(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)の運営店舗数増加及び自動販売機の一部をネクセリア東日本(株)(連結子会社)による運営に変更したこと等により22,238百万円(同7.2%増)、その他については、カード事業における会員獲得手数料が減少したこと等により587百万円(同6.3%減)となりました。

#### ② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で335,313百万円(前年同期比5.7%減)となりました。高速道路事業については、機構に帰属した道路資産の額の減少に伴い売上原価が減少したことに加え、協定に基づき機構に支払う道路資産賃借料が204,302百万円(同2.8%減)となったこと等により311,121百万円(同5.6%減)となり、受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したことに加え、直轄高速道路事業が完了したこと等により7,064百万円(同31.9%減)、道路休憩所事業については、自動販売機の一部をネクセリア東日本(株)(連結子会社)による運営に変更したこと等により18,316百万円(同7.6%増)、その他については、カード事業における販売促進費が減少したこと等により632百万円(同12.1%減)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で1,327百万円(同93.3%減)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業損失2,504百万円(前年同期は営業利益16,413百万円)、受託事業が営業損失74百万円(前年同期は営業利益19百万円)、道路休憩所事業が営業利益3,921百万円(前年同期比5.2%増)、その他が営業損失44百万円(前年同期は営業損失92百万円)であります。

#### ③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益513百万円、土地物件貸付料168百万円等の計上により1,226百万円(前年同期比0.6%減)、営業外費用は支払利息155百万円等により314百万円(同1.6%増)となりました。

#### ④ 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は2,239百万円(前年同期比89.3%減)となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は固定資産売却益13百万円等の計上により14百万円(前年同期比99.1%減)となりました。

特別損失は特別退職金24百万円等の計上により69百万円(同40.2%減)となりました。

⑥ 中間純利益

法人税等を控除した中間純利益は989百万円(前年同期比92.4%減)となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、料金の収受等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づき機構に支払う道路資産賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。



### 第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### (2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設のうち料金所設備(ETC)について、次のとおり変更しております。

(平成23年9月30日現在)

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 郡山料金所 他54箇所	福島県 郡山市他	高速道路 事業	料金所設備 (ETC)	6,511	357	借入金 及び 自己資金	平成22年 7月	平成26年 3月

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却計画は、下記のとおりであります。

(帳簿価格については平成23年9月30日現在)

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価格 (百万円)	除却等の 予定年月	除却等による減少能力
当社 新潟支社	新潟市 西区	全社 (共通)	土地	512	平成26年 10月	—
当社 新潟支社	新潟市 西区	全社 (共通)	建物 構築物等	270	平成26年 10月	—

## 2 【道路資産】

### (1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、首都圏中央連絡自動車道等、総額78,805百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当中間連結会計期間において下記のとおり仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となっており、その総額27,042百万円であります。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	久喜白岡JCT(新設)	平成23年5月	5,993
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	鶴岡JCT(新設)	平成23年7月	403
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	占冠PA(新設)	平成23年9月	700
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎～埼玉県久喜市下早見(新設)	平成23年5月	9,479
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等	東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)(改築)	平成23年4月	630
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成23年6月及び平成23年9月	9,731
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	平成23年9月	103
合計		—	27,042

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設について、次のとおり変更しております。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	212,496	13,754 [31,097]	昭和61年12月	平成27年3月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 当中間連結会計期末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[ ]で外書きしております。

4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。

5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。

6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年12月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株であります。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月30日	—	105,000,000	—	52,500	—	52,500

#### (6) 【大株主の状況】

(平成23年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	104,952,251	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	47,749	0.04
計	—	105,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成23年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,999,900	1,049,999	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,049,999	—

② 【自己株式等】

(平成23年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】  
 (1) 【中間連結財務諸表】  
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	12,508	11,220
高速道路事業営業未収入金	84,887	63,393
未収入金	9,237	5,583
有価証券	38,173	23,157
仕掛道路資産	375,860	427,401
その他のたな卸資産	4,161	4,119
その他	18,360	21,622
貸倒引当金	△15	△15
流動資産合計	543,174	556,482
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	56,168	53,637
土地	86,013	86,394
その他（純額）	77,927	76,801
有形固定資産合計	※1 220,109	※1 216,833
無形固定資産	10,375	9,863
投資その他の資産		
投資その他の資産	26,646	27,966
貸倒引当金	△349	△320
投資その他の資産合計	26,297	27,645
固定資産合計	256,782	254,342
繰延資産	577	552
資産合計	※2 800,534	※2 811,377

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	76,324	49,663
短期借入金	—	3,013
1年内返済予定の長期借入金	6,810	5,872
未払金	26,462	12,613
未払法人税等	2,190	2,191
引当金	4,231	4,896
その他	18,331	21,192
流動負債合計	134,351	99,443
固定負債		
道路建設関係社債	※2 374,328	※2 389,379
道路建設関係長期借入金	30,000	60,000
長期借入金	12,403	9,876
退職給付引当金	68,358	69,878
その他の引当金	7,962	8,297
負ののれん	5,297	5,138
その他	8,399	8,944
固定負債合計	506,749	551,515
負債合計	641,101	650,959
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	48,189	49,179
株主資本合計	159,483	160,472
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△50	△54
その他の包括利益累計額合計	△50	△54
純資産合計	159,433	160,418
負債純資産合計	800,534	811,377

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業収益	376,047	336,640
営業費用		
道路資産賃借料	210,280	204,302
高速道路等事業管理費及び売上原価	114,019	101,171
販売費及び一般管理費	※1 31,646	※1 29,839
営業費用合計	355,945	335,313
営業利益	20,101	1,327
営業外収益		
受取利息	54	17
土地物件貸付料	195	168
持分法による投資利益	508	513
負ののれん償却額	159	159
その他	316	368
営業外収益合計	1,234	1,226
営業外費用		
支払利息	230	155
損害賠償金	8	123
その他	70	35
営業外費用合計	309	314
経常利益	21,025	2,239
特別利益	※2 1,676	※2 14
特別損失	※3 116	※3 69
税金等調整前中間純利益	22,585	2,183
法人税、住民税及び事業税	10,006	1,903
法人税等調整額	△503	△709
法人税等合計	9,502	1,194
少数株主損益調整前中間純利益	13,083	989
中間純利益	13,083	989



【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	13,083	989
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△55	0
持分法適用会社に対する持分相当額	△2	△3
その他の包括利益合計	△58	△3
中間包括利益	13,025	985
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	13,025	985
少数株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	52,500	52,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	58,793	58,793
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	58,793	58,793
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	40,392	48,189
当中間期変動額		
中間純利益	13,083	989
当中間期変動額合計	13,083	989
当中間期末残高	53,475	49,179
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	151,685	159,483
当中間期変動額		
中間純利益	13,083	989
当中間期変動額合計	13,083	989
当中間期末残高	164,769	160,472
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	△25	△50
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△58	△3
当中間期変動額合計	△58	△3
当中間期末残高	△83	△54
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	151,659	159,433
当中間期変動額		
中間純利益	13,083	989
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△58	△3
当中間期変動額合計	13,025	985
当中間期末残高	164,685	160,418

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	22,585	2,183
減価償却費	10,005	10,830
負ののれん発生益	△1,626	—
持分法による投資損益(△は益)	△508	△513
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,416	1,520
賞与引当金の増減額(△は減少)	769	855
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△32	△28
受取利息及び受取配当金	△66	△26
支払利息	2,820	2,703
固定資産売却損益(△は益)	△23	△12
固定資産除却損	356	340
売上債権の増減額(△は増加)	△22,578	26,380
たな卸資産の増減額(△は増加)	※2 △38,133	※2 △51,497
仕入債務の増減額(△は減少)	△18,296	△31,420
その他	△7,138	△1,912
小計	△50,449	△40,598
利息及び配当金の受取額	72	33
利息の支払額	△3,145	△2,667
法人税等の還付額	224	48
法人税等の支払額	△3,455	△2,585
営業活動によるキャッシュ・フロー	△56,754	△45,770
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△840	△6
定期預金の払戻による収入	1,900	205
固定資産の取得による支出	△9,039	△14,210
固定資産の売却による収入	28	15
有価証券の売却による収入	100	—
投資有価証券の取得による支出	△99	△0
投資有価証券の売却による収入	71	73
関係会社株式の取得による支出	—	△286
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	258	—
その他	△56	△277
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,677	△14,486

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	3,013
長期借入れによる収入	20,000	30,000
長期借入金の返済による支出	※2 △24,175	△3,465
道路建設関係社債発行による収入	49,907	39,922
道路建設関係社債償還による支出	—	※2 △25,000
その他	△253	△300
財務活動によるキャッシュ・フロー	45,479	44,170
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△18,974	△16,104
現金及び現金同等物の期首残高	91,323	50,409
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 72,349	※1 34,305

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 20社 連結子会社の名称 ネクセリア東日本(株) (株)ネクスコ東日本リテイル (株)ネクスコ東日本エリアサポート (株)ネクスコ東日本ロジテム (株)盛岡セントラルホテル (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (株)ネクスコ・トール東北 (株)ネクスコ・トール関東 (株)ネクスコ・トール北関東 (株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ・メンテナンス関東 (株)ネクスコ・メンテナンス新潟 (株)ネクスコ東日本パトロール (株)E-NEXCOパトロール (株)ネクスコ・サポート北海道 (株)ネクスコ東日本トラスティ</p>
2	<p>持分法の適用に関する事項 すべての関連会社に持分法を適用しております。 持分法適用の関連会社数 7社 会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所 (株)NEXCO保険サービス ハイウェイ・トール・システム(株) 日本高速道路インターナショナル(株) 持分法適用関連会社のうち、日本高速道路インターナショナル(株)については、当中間連結会計期間において新たに設立したことから、持分法適用関連会社を含めることとしております。</p>
3	<p>連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一であります。</p>
4	<p>会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>

当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 10年～60年

機械及び装置 5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

④回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

⑤災害損失引当金

東日本大震災に伴う修繕費用等の支出に備えるため、当中間連結会計期間末における見積額を計上しております。

⑥退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
⑦役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
⑧ETCマイレージサービス引当金	ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。
⑨カードポイントサービス引当金	カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。
(4) 重要な収益及び費用の計上基準	完成工事高及び完成工事原価の計上基準 高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っております。 また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用しております。
(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	①消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ②繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 創立費及び開業費 5年間で均等償却しております。

#### 【表示方法の変更】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(中間連結損益計算書)	従来、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「損害賠償金」は、当中間連結会計期間において、営業外費用の100分の10を超えたため、区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組み替えを行っております。 この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた78百万円は、「損害賠償金」8百万円、「その他」70百万円として組み替えております。

#### 【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 82,330百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債375,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債100,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 4,380,928百万円 中日本高速道路㈱ 12,172百万円 西日本高速道路㈱ 275百万円 計 4,393,375百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 90,639百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債390,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債105,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 4,377,013百万円 中日本高速道路㈱ 10,100百万円 西日本高速道路㈱ 195百万円 計 4,387,308百万円</p>



前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 18,771百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 31,200百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 335,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が30,000百万円、道路建設関係長期借入金が125,000百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,895百万円</p> <p>② _____</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 280,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が93,075百万円減少しております。</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
※ 1	販売費及び一般管理費の主なもの	※ 1	販売費及び一般管理費の主なもの
	利用促進費		利用促進費
	7,832百万円		5,977百万円
	引当金繰入額		引当金繰入額
	9,086百万円		8,599百万円
	給与手当		給与手当
	5,320百万円		5,580百万円
※ 2	特別利益の主要項目	※ 2	特別利益の主要項目
	負ののれん発生益		固定資産売却益
	1,626百万円		13百万円
※ 3	特別損失の主要項目	※ 3	特別損失の主要項目
	固定資産除却損		特別退職金
	73百万円		24百万円
	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		固定資産除却損
	30百万円		18百万円
	段階取得に係る差損		投資有価証券売却損
	11百万円		11百万円
			長期前払費用除却損
			11百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">16,259百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△1,274百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">57,364百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">72,349百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金 の返済による支出△24,175百万円には、独立行政 法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条 第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構が行った債務引受の額△20,000 百万円が含まれております。以上の債務引受の主 な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フ ロー、たな卸資産の増減額△38,133百万円には、 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条 第2項から第4項までの規定により独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな 卸資産の額38,253百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	16,259百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△1,274百万円	MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金(有価証券)	57,364百万円	現金及び現金同等物	72,349百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">11,220百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△73百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">23,157百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34,305百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設 関係社債償還による支出△25,000百万円は、独立行政 法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1 項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債 務返済機構が行った債務引受の額△25,000百万円 であります。以上の債務引受の主な影響額として、営 業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増 減額△51,497百万円には、道路整備特別措置法(昭 和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの 規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返 済機構に帰属したたな卸資産の額27,042百万円が 含まれております。</p>	現金及び預金勘定	11,220百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△73百万円	MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金(有価証券)	23,157百万円	現金及び現金同等物	34,305百万円
現金及び預金勘定	16,259百万円																
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,274百万円																
MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金(有価証券)	57,364百万円																
現金及び現金同等物	72,349百万円																
現金及び預金勘定	11,220百万円																
預入期間が3か月を超える定期預金	△73百万円																
MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金(有価証券)	23,157百万円																
現金及び現金同等物	34,305百万円																

(リース取引関係)

## 1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額  
前連結会計年度(平成23年3月31日)

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
有形固定資産その他 (工具、器具及び備品)	850	708	142
有形固定資産その他 (車両運搬具)	163	121	42
無形固定資産 (ソフトウェア)	17	10	6
合計	1,031	840	191

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)
有形固定資産その他 (工具、器具及び備品)	693	640	53
有形固定資産その他 (車両運搬具)	160	130	29
無形固定資産 (ソフトウェア)	17	12	4
合計	871	783	87

※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- ② 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年以内	166百万円	76百万円
1年超	24百万円	11百万円
合計	191百万円	87百万円

※未経過リース料中間期末（期末）残高が有形固定資産の中間期末（期末）残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	143百万円	100百万円
減価償却費相当額	143百万円	100百万円

- ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

### ① 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	378,931百万円	418,460百万円
1年超	20,523,706百万円	20,520,489百万円
合計	20,902,638百万円	20,938,949百万円

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

### ② 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	749百万円	950百万円
1年超	399百万円	1,322百万円
合計	1,148百万円	2,273百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

### 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	12,508	12,508	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	84,887 △15		
	84,872	84,872	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	38,099	38,097	△2
②その他有価証券	794	794	—
資産計	136,275	136,272	△2
(4) 高速道路事業営業未払金	76,324	76,324	—
(5) 未払金	26,462	26,462	—
(6) 道路建設関係社債	374,328	388,245	13,917
(7) 道路建設関係長期借入金	30,000	30,000	—
(8) 長期借入金	19,214	19,566	352
負債計	526,330	540,599	14,269

(\*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 高速道路事業営業未払金並びに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

(7) 道路建設関係長期借入金並びに(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	17,985

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11,220	11,220	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	63,393 △15		
	63,377	63,377	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	23,099	23,100	0
②その他有価証券	700	700	—
資産計	98,398	98,398	0
(4) 高速道路事業営業未払金	49,663	49,663	—
(5) 未払金	12,613	12,613	—
(6) 道路建設関係社債	389,379	406,005	16,625
(7) 道路建設関係長期借入金	60,000	60,000	—
(8) 長期借入金	15,748	16,018	269
負債計	527,405	544,300	16,895

(\*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 高速道路事業営業未払金並びに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

(7) 道路建設関係長期借入金並びに(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	18,768

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。



(有価証券関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成23年3月31日)		
		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	99	97	△2
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	38,000	38,000	—
	小計	38,099	38,097	△2
合計		38,099	38,097	△2

2 その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成23年3月31日)			
		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	30	26	3	
	(2) 債券	国債・地方債等	—	—	—
		社債	—	—	—
		その他	—	—	—
	(3) その他	114	109	4	
	小計	144	135	8	
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	62	87	△24	
	(2) 債券	国債・地方債等	—	—	—
		社債	102	103	△1
		その他	149	149	—
	(3) その他	335	350	△14	
	小計	650	691	△41	
合計		794	827	△32	

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	当中間連結会計期間(平成23年9月30日)		
		中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	99	100	0
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	99	100	0
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	23,000	23,000	—
	小計	23,000	23,000	—
合計		23,099	23,100	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	種類	当中間連結会計期間(平成23年9月30日)			
		中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	28	24	4	
	(2) 債券	国債・地方債等	—	—	—
		社債	—	—	—
		その他	—	—	—
	(3) その他	37	36	0	
	小計	65	61	4	
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	70	89	△18	
	(2) 債券	国債・地方債等	—	—	—
		社債	101	103	△2
		その他	149	149	—
	(3) その他	311	328	△16	
	小計	634	671	△37	
合計		700	733	△33	

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	1,494	484	1,978	1,978
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	81,156	320	81,476	81,476

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は三芳PA(上り)への投資(587百万円)であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び当中間連結会計期間における主な変動並びに中間連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は、省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	344,307	10,400	20,714	375,422	625	—	376,047
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,017	—	27	2,044	1	△2,046	—
計	346,324	10,400	20,741	377,466	626	△2,046	376,047
セグメント利益又は損失(△)	16,413	19	3,726	20,159	△92	34	20,101
セグメント資産	616,962	12,621	108,439	738,023	2,926	90,920	831,870
その他の項目							
減価償却費	7,981	—	990	8,971	50	984	10,005
持分法適用会社への投資	16,591	—	—	16,591	373	—	16,965
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	5,036	—	1,293	6,330	116	895	7,341

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2. (1)セグメント利益の調整額34百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額90,920百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産105,962百万円及びセグメント間消去△15,041百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額984百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額895百万円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	306,843	6,990	22,219	336,053	586	—	336,640
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,773	—	18	1,791	0	△1,791	—
計	308,617	6,990	22,238	337,845	587	△1,791	336,640
セグメント利益又は損失(△)	△2,504	△74	3,921	1,342	△44	29	1,327
セグメント資産	632,387	11,027	111,587	755,003	3,319	53,054	811,377
その他の項目							
減価償却費	8,552	—	1,118	9,671	60	1,098	10,830
持分法適用会社への投資	17,766	—	—	17,766	664	—	18,431
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	5,710	—	1,458	7,168	60	454	7,684

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2. (1)セグメント利益の調整額29百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額53,054百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産68,573百万円及びセグメント間消去△15,518百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額1,098百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額454百万円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

## 【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスは報告セグメントにおいて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

海外売上高がないため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に有形固定資産がないため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	38,253	高速道路

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスは報告セグメントにおいて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

海外売上高がないため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に有形固定資産がないため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	27,042	高速道路

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	4,373	—	1,082	5,456	—	—	5,456

(注)当中間償却額及び当中間期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	4,114	—	1,024	5,138	—	—	5,138

(注)当中間償却額及び当中間期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
負ののれん発生益	6	—	1,620	1,626	—	—	1,626

負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要

高速道路：(株)NRMの子会社化によるものであります。

道路休憩所：主として奥羽道路サービス(株)の子会社化によるものであります。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,518.40円	1株当たり純資産額	1,527.79円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	159,433	160,418
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	159,433	160,418
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数(千株)	105,000	105,000

1 株当たり中間純利益

前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額	124.60円	1株当たり中間純利益金額	9.42円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
中間純利益(百万円)	13,083	989
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(百万円)	13,083	989
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

(2) 【その他】

該当事項はありません。



## 2 【中間財務諸表等】

## (1) 【中間財務諸表】

## ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,338	8,197
高速道路事業営業未収入金	84,890	63,396
未収入金	8,268	※4 4,948
有価証券	38,000	23,000
仕掛道路資産	376,611	428,375
商品	13	12
原材料	1,022	953
貯蔵品	826	792
その他	17,870	19,419
貸倒引当金	△15	△15
流動資産合計	537,826	549,080
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	55,723	53,263
その他（純額）	42,162	40,818
有形固定資産合計	※1 97,886	※1 94,082
無形固定資産	4,153	4,023
高速道路事業固定資産合計	102,039	98,105
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	73,195	73,215
その他（純額）	21,884	21,663
有形固定資産合計	※1 95,079	※1 94,879
無形固定資産	112	98
関連事業固定資産合計	95,191	94,978
各事業共用固定資産		
有形固定資産	※1 19,888	※1 19,687
無形固定資産	5,418	4,965
各事業共用固定資産合計	25,307	24,652
その他の固定資産		
有形固定資産	※1 115	※1 115
その他の固定資産合計	115	115
投資その他の資産		
投資その他の資産	17,982	18,568
貸倒引当金	△335	△306
投資その他の資産合計	17,647	18,261
固定資産合計	240,301	236,113
繰延資産	564	542
資産合計	※2 778,692	※2 785,736

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	92,796	59,751
短期借入金	—	3,013
1年以内返済予定長期借入金	6,810	5,872
リース債務	260	249
未払金	16,739	5,994
未払法人税等	989	634
引当金	2,016	2,027
その他	32,365	34,595
流動負債合計	151,979	112,138
固定負債		
道路建設関係社債	※2 374,328	※2 389,379
道路建設関係長期借入金	30,000	60,000
その他の長期借入金	12,403	9,876
リース債務	297	190
退職給付引当金	61,408	62,344
ETCマイレージサービス引当金	7,250	7,657
その他の引当金	562	523
資産除去債務	117	118
その他	3,570	3,517
固定負債合計	489,939	533,609
負債合計	641,919	645,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	15,437	16,857
繰越利益剰余金	10,042	11,837
利益剰余金合計	25,479	28,694
株主資本合計	136,773	139,988
純資産合計	136,773	139,988
負債・純資産合計	778,692	785,736

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	343,477	306,100
営業費用	327,404	308,450
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	16,072	△2,349
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	10,400	6,990
休憩所等事業収入	5,675	5,541
その他の事業収入	626	587
営業収益合計	16,702	13,119
営業費用		
受託業務事業費	10,381	7,064
休憩所等事業費	3,563	3,679
その他の事業費用	719	632
営業費用合計	14,664	11,375
関連事業営業利益	2,038	1,743
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	18,110	△606
営業外収益	※1 956	※1 4,484
営業外費用	※2 282	※2 311
経常利益	18,785	3,566
特別利益	※3 23	※3 11
特別損失	※4 93	※4 13
税引前中間純利益	18,715	3,564
法人税、住民税及び事業税	8,590	350
法人税等合計	8,590	350
中間純利益	10,125	3,214

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	52,500	52,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	52,500	52,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	6,293	6,293
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	6,293	6,293
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	58,793	58,793
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	58,793	58,793
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	14,780	15,437
当中間期変動額		
別途積立金の積立	656	1,419
当中間期変動額合計	656	1,419
当中間期末残高	15,437	16,857
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	8,201	10,042
当中間期変動額		
別途積立金の積立	△656	△1,419
中間純利益	10,125	3,214
当中間期変動額合計	9,468	1,794
当中間期末残高	17,669	11,837
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	22,981	25,479
当中間期変動額		
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	10,125	3,214
当中間期変動額合計	10,125	3,214
当中間期末残高	33,107	28,694

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	134,275	136,773
<b>当中間期変動額</b>		
中間純利益	10,125	3,214
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>10,125</b>	<b>3,214</b>
当中間期末残高	144,400	139,988
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	134,275	136,773
<b>当中間期変動額</b>		
中間純利益	10,125	3,214
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>10,125</b>	<b>3,214</b>
当中間期末残高	144,400	139,988

## 【重要な会計方針】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)							
1	<p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>②満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>③その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛道路資産 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>②商品・原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p>						
2	<p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table><tr><td>建物</td><td>7～50年</td></tr><tr><td>構築物</td><td>10～60年</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>5～17年</td></tr></table> <p>なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	7～50年	構築物	10～60年	機械及び装置	5～17年
建物	7～50年						
構築物	10～60年						
機械及び装置	5～17年						
3	<p>引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>(5) 災害損失引当金 東日本大震災に伴う修繕費用等の支出に備えるため、当中間会計期間末における見積額を計上しております。</p>						

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(6) 退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
(7) 役員退職慰労引当金	<p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>
(8) ETCマイレージサービス引当金	<p>ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p>
(9) カードポイントサービス引当金	<p>カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p>
4 収益及び費用の計上基準	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準</p> <p>高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っております。</p> <p>また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用しております。</p>
5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 繰延資産の処理方法</p> <p>道路建設関係社債発行費</p> <p>社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>

### 【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 77,505百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債375,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債100,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">4,380,928百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路㈱</td> <td style="text-align: right;">12,172百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路㈱</td> <td style="text-align: right;">275百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,393,375百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,380,928百万円	中日本高速道路㈱	12,172百万円	西日本高速道路㈱	275百万円	計	4,393,375百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 85,538百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債390,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債105,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">4,377,013百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路㈱</td> <td style="text-align: right;">10,100百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路㈱</td> <td style="text-align: right;">195百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,387,308百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,377,013百万円	中日本高速道路㈱	10,100百万円	西日本高速道路㈱	195百万円	計	4,387,308百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,380,928百万円																
中日本高速道路㈱	12,172百万円																
西日本高速道路㈱	275百万円																
計	4,393,375百万円																
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,377,013百万円																
中日本高速道路㈱	10,100百万円																
西日本高速道路㈱	195百万円																
計	4,387,308百万円																



前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 18,771百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 31,200百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 335,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が30,000百万円、道路建設関係長期借入金が125,000百万円それぞれ減少しております。</p> <hr/>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,895百万円</p> <p>② _____</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 280,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が93,075百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
※ 1	営業外収益の主要項目	※ 1	営業外収益の主要項目
	受取利息 8百万円		受取利息 2百万円
	受取配当金 602百万円		受取配当金 4,116百万円
	土地物件貸付料 158百万円		
※ 2	営業外費用の主要項目	※ 2	営業外費用の主要項目
	支払利息 249百万円		支払利息 168百万円
			損害賠償金 123百万円
※ 3	特別利益の主要項目	※ 3	特別利益の主要項目
	固定資産売却益		固定資産売却益
	機械及び装置他 23百万円		車両運搬具 11百万円
※ 4	特別損失の主要項目	※ 4	特別損失の主要項目
	固定資産除却損		固定資産除却損
	建物他 62百万円		構築物他 13百万円
5	減価償却実施額	5	減価償却実施額
	有形固定資産 8,024百万円		有形固定資産 8,686百万円
	無形固定資産 1,250百万円		無形固定資産 1,316百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

## 1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額  
前事業年度(平成23年3月31日)

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
各事業共用固定資産	725	599	126

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)
各事業共用固定資産	583	536	46

※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- ② 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年以内	126百万円	46百万円
1年超	—	—
合計	126百万円	46百万円

※未経過リース料中間期末（期末）残高が有形固定資産の中間期末（期末）残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	115百万円	80百万円
減価償却費相当額	115百万円	80百万円

- ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

### ① 道路資産の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	378,931百万円	418,460百万円
1年超	20,523,706百万円	20,520,489百万円
合計	20,902,638百万円	20,938,949百万円

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

### ② 道路資産以外の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	436百万円	639百万円
1年超	67百万円	1,138百万円
合計	504百万円	1,778百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式3,566百万円、関連会社株式10,886百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式3,566百万円、関連会社株式11,172百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額 1,302.60円	1株当たり純資産額 1,333.22円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	136,773	139,988
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	136,773	139,988
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数(千株)	105,000	105,000

1株当たり中間純利益

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 96.43円	1株当たり中間純利益金額 30.61円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間純利益(百万円)	10,125	3,214
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(百万円)	10,125	3,214
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

(2)【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                         |               |                              |  |
|-------------------------|---------------|------------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | (事業年度<br>第6期) | 自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) | 平成23年6月28日<br>関東財務局長に提出  |
| (2) 発行登録追補書類及びその添付書類    |               |                              | 平成23年5月17日<br>平成23年7月22日<br>平成23年10月7日<br>平成23年11月29日<br>関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書             |               |                              | 平成23年6月28日<br>平成23年8月4日<br>関東財務局長に提出                               |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

#### 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第5回ないし15回社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

なお、第5回ないし第7回社債は、機構により重畳的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。  
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。  
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。



<対象となる社債>

(半期報告書提出日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注1)	平成21年5月21日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注2)	平成21年10月8日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注3)	平成22年5月19日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成22年7月27日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成22年11月26日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成23年1月27日	15,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成23年3月9日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成23年5月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成23年7月28日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成23年10月14日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第15回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成23年12月5日	30,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成22年3月31日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。  
 2. 平成22年12月28日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。  
 3. 平成23年6月30日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国

民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成23年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりであります。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができることされており、平成23年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成23年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,114,374百万円
政府出資金	3,800,771百万円
地方公共団体出資金	1,313,603百万円
II 資本剰余金	845,591百万円
資本剰余金	70百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△3,349百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	2,202,401百万円
純資産合計	8,162,367百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け  
(ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)  
(iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)  
(iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け  
(v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け  
(vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け  
(vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成  
(viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務  
(ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務  
(x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理  
(xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令  
機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。  
(i) 機構法  
(ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)  
(iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)  
(iv) 通則法  
(v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)  
(vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

### 第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月20日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 近 藤 浩 明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 下 康 彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月20日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 近 藤 浩 明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 下 康 彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。